

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年 9月

美 咲 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標と すべき農業経営の指標	16
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項	19
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	19
2	市町村が主体的に行う取組	19
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	19
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	20
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	20
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	20
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	20
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	21
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準 その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	21
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用 改善事業の実施の基準に関する事項	22
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に 関する事項	24
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
第 6	その他	26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(町の概要)

- 1 本町は、岡山県中北部に位置し、旧中央町、旧旭町及び旧柵原町が合併し、平成17年3月に発足した町で、東は吉井川から西は旭川までと東西に細長い町土である。町の面積23,217haのうち、耕地面積は約9%の2,050haで、「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」にも選ばれた、大井和西地区・小山地区の2地区に代表される優良な棚田があるなど、町内全域が中山間地域である。

(農業の現状)

- 2 本町の主要産業は農林業であり、主に水田地帯では水稻、山間部等の畑地では果樹（ぶどう・梨）や野菜類等の生産が行われている。しかし、後継者不足や高齢化等により、耕作放棄地が年々増加傾向にあり、農業粗生産額が著しく減少している。このため、本町においては農家数・農業従事者数とも減少傾向にあり、令和2年における農家数は1,329戸、農業従事者数は1,852人となっている。

こうした中、新たな試みとして、大井和地区等においては草刈りや農作業を手伝う「棚田サポーター」を募集し、労働力不足の解消に努めている。

(将来の目指すべき姿)

- 3 本町では、収益性の高い園芸品目の導入を引き続き推進し、特にぶどうのさらなる産地化を図る。水稻を中心とした土地利用型農業では、地域計画に基づき、担い手への農地の集積を促進するとともに、地域農業を将来にわたり維持できる体制の構築を図る。

(担い手の育成目標)

- 4 本町は、このような地域農業の実態及びその見通しの下に、若年世代や他産業従事者にとっても農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

(育成・支援の対象者)

- 5 本町で育成・支援する担い手は以下のとおりとする。

(1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条の規定により、美咲町等から農業経営改善計画の認定を受けた経営体

(2) 認定新規就農者

法第14条の4の規定により、美咲町から青年等就農計画の認定を受けた経営体

(3) 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く）

ア 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者

イ 農業経営改善計画の終期を迎え、計画の再認定を受けなかった者のうち、従前の経営を維持又は拡大している者

(4) 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

ア 特定農業団体

法第23条の規定により、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

イ 集落営農組織

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農組織

(育成すべき担い手の目標数)

6 本町の農業を取り巻く状況は、農業従事者の減少と高齢化が進行しており、今後、農業生産力の低下が危惧されている。

このため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う生産性の高い農業構造を確立することが重要であることから、次のとおり新規認定農業者の確保数の目標を設定する。

	基準年 (令和2年)	目標 (10年後)
認定農業者	74名	80名
集落営農組織	12組織	12組織
うち法人組織	3組織	3組織
新規就農者 (直近5年間の累計)	8名	10名
うち青年等	8名	10名

「21世紀おかやま農業経営基本方針」に掲げられた新規認定農業者の確保数の目標(4年間で540経営体)を踏まえ、本町においては年間2経営体の当該新規認定農業者の確保を目標とする。

(効率的かつ安定的な農業経営の目標)

7 本町及び近隣市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(経営体あたり概ね400万円)、年間総労働時間(主たる従事者1人あたり概ね1,800時間)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

なお、「概ね」は8割とする。

(新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標)

8 本町及び近隣市町において現に成功している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得200万円以上)、年間総労働時間(主たる農業従事者1人あたり1,200時間以上)の水準を達成できるものとする。

(農業経営の発展に関する支援)

9 本町は、将来の本町農業を担う意欲と能力を有し、農業経営の発展を目指す者に対して、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施して支援する。

また、農業従事者の高齢化や兼業化の進展、農家子弟の流出等により農業の担い手不足が恒常化していることから、新規就農者の確保・育成が喫緊の課題である。そのため、就農希望者に対して、農地については美咲町農業委員会（以下「農業委員会」という。）や農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第4条で指定された農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については美作広域農業普及指導センター（以下「農業普及指導センター」という。）や晴れの国岡山農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）を核とした育成を図りつつ、濃農クラブ（ぶどう栽培技術研修会）等による新規就農者の確保・育成を行うことで、将来的な認定農業者へと誘導していく。あわせて、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約を進める。

(1) 担い手育成の推進体制

本町は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等と連携して、美咲町農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）が主体となって、集落単位における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

(2) 担い手の支援方策

法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心として位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用その他の支援措置が認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図る。

また、農業再生協議会において、認定農業者や集落営農組織または今後認定を受けようとする農業者や生産組織を対象に、経営診断や先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的な指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、更なる経営向上に向けて、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(3) 農地の集積・集約の方針

農地集積により経営発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地の貸借による経営規模の拡大に加えて、農作業の委託を促進し、地域の農用地利用改善団体とも連携して、より集約的な経営展開を促進する。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落では、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

(多様な担い手の育成支援)

10 多様化する農村社会に柔軟に対応すべく、組織経営体や女性農業者、小規模農家等を地域の担い手と

位置づけて育成を図る。

(1) 組織経営体の育成

生産組織は効率的な生産単位を形成する上で、また、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要であるため、農業機械オペレーターの育成、受委託の促進等を図り、地域の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、体制が整った組織は法人形態への誘導を図る。

(2) 女性農業者の育成

女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するため、家族経営協定締結等による農業経営改善計画の共同申請や、地域計画策定に向けた協議の場等への女性の参加を推進する。

(3) 小規模農家等との連携

小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家と効率的かつ安定的な農業経営体との間で役割を分担しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう努める。

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
果樹専作 (ぶどう)	<作付面積等> ビ ^o ホネ (加温)10a (簡易被覆)20a ショウマスカット (簡易被覆)20a <経営面積> 50a	<主要な資本装備> 作業場 ビニルハウス 簡易被覆施設 棚 灌水施設 スピートスプレー ミハクホ ジベレリンスプレー 運搬機 軽四トラック 温風暖房機 重油タンク	80 m ² 10a 40a 50a 50a 1台 1/2台 1台 1台 2台 1台 1基	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・作型による労働の分散化	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用	全域

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
果樹専作 (梨)	<作付面積等> 豊水 25a 幸水 25a 新高 50a 愛宕 40a <経営面積> 140a	<主要な資本装備> 作業場 棚 灌水ポンプ スピートスプレー ミハクホ 運搬車 葯採取機 開葯機 草刈機(自走式) 軽四トラック <その他> ・高性能機械の導入による管理作業の省力化	80 m ² 140a 1台 1台 1/2台 1台 1台 2台 2台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・成熟時期の異なる品種により労働の分散化	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用	全域

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
施設野菜専作	<作付面積等> いちご(促成)20a <経営面積> 20a	<主要な資本装備> 作業場 格納庫 ビニールハウス 冷蔵庫 燃料タンク 電照器具装置 育苗ハウス 管理機 6.2PS 動力噴霧機 4.5PS 温風暖房機 20,000kcal 換気扇 軽四トラック	50 m ² 50 m ² 2,000 m ² 1 坪 3 基 2,000 m ² 240 m ² 1 台 1 式 3 台 8 台 1 台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用	南部

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
野菜専作	<作付面積等> きゅうり(半促成) 30a きゅうり(ハウス抑制) 20a 軟弱野菜 10a <経営面積> 60a	<主要な資本装備> 作業場 二重カーテン装置 ビニールハウス トラクター 20PS ローター 1.6m 動力噴霧機 4.5PS かん水設備 管理機 4PS 換気扇 軽四トラック	80 m ² 3,000 m ² 3,000 m ² 1 台 1 台 1 式 1 式 1 台 4 台 1 台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用	全域

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
野菜専作	<作付面積等> アスパラガス 40a (雨よけ=20a) (路地=40a)	<主要な資本装備> 作業場 雨よけ施設 格納庫 ビニールハウス 冷蔵庫 かん水設備 トラクター 20PS 動力噴霧機 4.5PS かん水ポンプ 3PS 軽四トラック 支柱	50 m ² 2,000 m ² 50 m ² 1,000 m ² 1 坪 1 式 1 台 1 式 1 台 1 台 1 式	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用	南部

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
野菜専作	<作付面積等> しょうが 60a <経営面積> 60a	<主要な資本装備> トラクター 20PS 畝立て機 かん水設備 掘起こし機 動力噴霧機	1 台 1 台 一式 1 台 1 台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用	全域

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
野菜専作	<作付面積等> えごま 800a <経営面積> 800a	<主要な資本装備> トラクター 30PS プロートキASTER 動力噴霧機 汎用コンバイン 中耕除草機 畝立定植機	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用	全域

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域	
花き専作	<作付面積等> りんどう 60a <経営面積> 60a	<主要な資本装備> 作業場 トラクター 14PS 管理機 4.2PS 動力噴霧機 軽四トラック かん水ポンプ	50 m ² 1 式 1 台 1 式 1 台 1 台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・品種の組み合わせによる労働の分散化 ・市場調査と販売戦略	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力	全域

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域	
干しいたけ ・水稲複合	<作付面積等> しいたけ ほだ木 21000 本 水稲 100a <経営面積> 160a	<主要な資本装備> 作業場 60 m ² しいたけハウス 浸水槽 トラクター(12ps) 動力噴霧機 暖房機 冷房用クーラー 乾燥機 散水ポンプ 草刈機 発電機 軽四トラック <その他> ・ほだ場は山林を利用	1 棟 400 m ² 25 m ² 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・水稲は基幹作業委託	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力	北部

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
肉用牛専作	<作付面積等> 交雑牛(肥育) 300 頭 <経営面積> 50a	<主要な資本装備> 牛舎 農機具庫 飼料庫 堆肥舎 飼料給餌車 扇風機 自動給餌器 ホイローター ダンプカー	3000 m ² 150 m ² 39 m ² 783 m ² 2 台 60 台 2 台 1 台 1 台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入	・自家労働 ・休日制の導入	全域

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
酪農専作	<作付面積等> 乳用牛(ホルスタイン) 経産牛 40頭 育成牛 8頭 飼料作物 トウモロコシ 250a ソルガム 150a イタアンライグラス 400a <経営面積> 400a (借地 100a)	<主要な資本装備>		・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・農地の流動化等によるほ場の確保と集団化 ・飼料作物用機械は共同利用	・自家労働 ・休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用	全域
		牛舎	350㎡			
		作業場・農機具庫	150㎡			
		ビニールハウス	200㎡			
		攪拌搬送機(W5m)	120㎡			
		堆肥舎	30㎡			
		飼料タンク(3t)	1基			
		サイロ	300㎡			
		バイクラインミルカー(4頭用)	1式			
		バルクレーン(500ℓ)	1台			
		バークリーナー(30頭用)	1台			
		トラクター(35ps)	1台			
		飼料用カッター(1t/h)	1台			
		軽四トラック	1台			
		ダンプトラック	1台			
		トラクター(75ps)	1/3台			
		フロントローター(300kg)	1/3台			
		バキュームカー(800ℓ)	1/3台			
		ロータリー(200cm)	1/3台			
		ブロードキャスター(180ℓ)	1/3台			
		ロータリーモア(165cm)	1/3台			
		ジャイロヘーメーカー(200cm)	1/3台			
		コンブランカー(4条)	1/3台			
		鎮圧ローラー(200cm)	1/3台			
		マニユアスプレッター(1.5t)	1/3台			
		スプレイヤ(400ℓ)	1/3台			
		コンハーベスター(2条)	1/3台			
カッターブロー(10t/h)	1/3台					
ローターワゴン(5㎡)	1/3台					

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
養鶏専作	<飼料羽数> 採卵鶏 50,000羽	<主要な資本装備> 鶏舎 管理者・洗卵室 鶏糞乾燥ハウス 攪拌搬送機 飼料タンク ケージ 自動給餌機 自動集卵機 動力噴霧機 ショベルローダー 鶏糞袋詰機	4000㎡ 300㎡ 1000㎡ 2台 5基 50000 個 セット×5 6セット ×5 2台 2台 2台	・複式簿記により、 経営と家計との分 離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンの導入	・休日制の導入 ・繁忙期の臨時雇用従 事者の確保	全域

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
養豚専作	<飼料頭数> 豚(繁殖肥育一貫) 100頭	<主要な資本装備> 分娩豚舎 種雌豚舎 子豚舎 肥育豚舎 スチームクリーナー トラック(1t用) バキュームカー 子豚保温機 糞処理場	21㎡ 310㎡ 167㎡ 807㎡ 1台 1台 1台 20台 1棟		(基幹労働力 3名)	全域

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標

第1に示した目標の達成に向けて、現に本町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を示すと次のとおりである。

また、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考にすることとする。

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
果樹専作 (ぶどう)	<作付面積等> ピオーネ (簡易被覆) 20a シャインマスカット (簡易被覆) 10a <経営面積> 30a	<主要な資本装備> 作業場 簡易被覆施設 棚 灌水施設 ミニバックホー 運搬機 軽四トラック 動力噴霧機	80㎡ 30a 30a 30a 1/2台 1台 1台 1台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用	全域

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	適応地域
水稻・大豆複合	<作付面積等> 水稻 500a 大豆 350a 作業受託 250a <経営面積> 850a (借地 250a)	<主要な資本装備> 作業場 トラクター 33ps 高速田植機 5条 動力散布機 動力噴霧機 草刈機 コンバイン 3条 大豆選粒機 籾摺機 米選機 冷蔵庫 自動計量機 大豆コンバイン サブソイラー 乾燥機 トラック 軽トラック	150㎡ 各1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・農地の流動化等によるほ場の確保と団地化 ・大豆用機械はリースまたは共同利用 ・地域内の2/3の農地を利用権設定 ・地域内の作業受託も引き受ける	・利用権設定したほ場の畦畔管理、水管理は持ち主が管理 ・専従オペレータの他の構成員は補助作業に従事し、集落ぐるみで作業を分担する。	全域

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品であるぶどうなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による給料制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会、農業再生協議会など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始する者に対して、岡山県農業会議、農地中間管理機構と連絡をとりつつ、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する

目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

○ 農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積	耕地面積に占める割合
440ha	20%

(注) 目標年度は令和8年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標を達成するため、農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業も積極的に活用しながら、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積の取組を促進する。

また、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進め

ることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。さらに、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本方針」の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

また、取組実施にあたっては、各地域の特性を踏まえたものとする。

ア 中央地区

平坦地の土地基盤整備が完了した地域においては、恵まれた生産基盤条件をいかし、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体を設立するとともに活発な活動を促す。また、連担的な条件下でさらに効率的な生産を行うことのできる体制の整備を推進する。

イ 柵原地区

土地基盤整備が完了した地域においては、より一層の農用地の高度利用及び経営規模の拡大に取り組むとともに、農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させ、耕作放棄地の解消に努める。

今後、土地基盤整備を実施する地域においては、農用地利用改善事業を重点的に推進するとともに、換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

ウ 旭地区

農林業従事者の高齢化や若年層の農林業離れが進行しているため、農地の有効活用、そして新しい農林業の担い手の育成および集約農業などによる雇用機会の創出が図られるよう農地中間管理事業を重点的に推進していく。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでの人・農地プランの策定区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることを検討する。

町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているかその進捗を管理する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とのその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示による公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程については(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められている。

- ④ (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の規定がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定農業者が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、一般財団法人美咲町農業公社及び農地中間管理機構の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に促進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

キ 農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についての斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

本町は、1から3に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 未整備田を中心に地域の立地条件に即した小規模で、経済効果に見合った土地基盤整備を推進し、農用地の高度利用を図ることにより、安定的・効率的な農業経営が成り立つよう条件整備を推進する。

イ 本町は、需要の動向に応じた計画的な生産をし、転作作物の合理的な組み合わせによる輪作農法の確立・営農集団の育成・作業の受委託・機械の共同利用等による生産コストの低減を図る。

ウ 本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営体の育成を図ることとし、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本町は、本町の立地条件と地域生活を営むうえから大変重要である農道整備を重点的に行い、輸送力の強化を図り、また農業用水路及び溜池用水路の改善整備を行う。

オ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとな

るよう、農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成23年11月8日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、平成28年12月28日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和4年3月8日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。